

賃金不払い、長時間労働、サービス残業、解雇など労使間のトラブルの問題でお悩みでないですか？ 労働基準監督署へご相談ください。

労働条件や解雇など、労使間のトラブルの問題については、各労働基準監督署で相談することができます。労働基準法違反の場合は監督署で是正を指導したり、民事的なトラブルについては、個別労働紛争として、あっせんや助言・指導の手続きを求めることができます。

また、企業が倒産状態に至った場合は、一定の条件の下に、不払いの賃金を事業主に代わり国が立替払いする制度があり、その申請についても、監督署に行うことができます。

なお、労働基準法違反などで監督署に是正指導を求める申告の処理などについては、事業場を管轄する監督署で行っています。

労使間のトラブルの事例

1 会社が倒産してしまい、倒産直前の給料が2か月分支払われない。

監督署に申告すれば、労働基準監督官が事業主に対して、給料支払の指導を行います。支払の見込みがなく、法律上の倒産手続きをされている場合(破産の申立など)は管財人等に対して、事実上の倒産の場合(中小企業に限定)は監督署に対して、立替払いの申請をすることができます。

2 タイムカードで労働時間を記録しているが、所定時間を超えて残業をさせられており、残業手当が支払われない。

監督署に申告すれば、労働基準監督官が事業主に対して、残業手当支払いの指導を行います。また、必要に応じて、事業主に名前を明かさずに指導することもできます。

3 3か月間は試用期間として採用され、1か月经過したが、仕事の覚えが悪いからと突然解雇され、解雇予告手当を請求しても支払ってもらえない。

監督署に申告すれば、労働基準監督官が事業主に対して、解雇予告手当支払いの指導を行います(試用期間であっても14日を経過したら、解雇する場合は30日前に予告するか、即時解雇の場合は平均賃金30日分の予告手当を支払わなければなりません)。

4 職場で上司からいじめを受け、無理やり退職届を出させられ、退職に追い込まれたので、その分の損害賠償金を請求したい。

監督署において、東京労働局長へのあっせん等の申請手続きを行うことができます。監督署の総合労働相談コーナーでは、労使間の民事的なトラブルについての相談やあっせん・助言・指導等の受付を行っています。